



# 医療的ケア児支援の しおり




志木市では、医療的ケア児及びその家族が地域で安心して生活を送れるよう支援体制の整備に取り組んでいます。相談先や利用できるサービスなどをまとめたしおりを作成しました。このしおりがみなさまのお役に立つことができれば幸いです。

発行 令和8年4月

志木市自立支援協議会

医療的ケア児支援プロジェクト



# 相談先一覧

相談内容	事業所名	所在地	電話番号
子育て・家族の相談	子ども家庭センターしきベビ (健康増進センター)	志木市幸町 3-4-70	048-473-3811
	子ども家庭センターしきちル (市役所1階)	志木市中宗岡 1-1-1	048-456-5362
発達の相談	児童発達相談センターすきっぴ (総合福祉センター3階)	志木市上宗岡 1-5-1	048-486-5511
地域生活の相談 (委託相談)	しき彩の杜	志木市中宗岡 1-3-25	048-423-0991
複合的な相談 (基幹相談)	志木市基幹福祉相談センター (市役所1階)	志木市中宗岡 1-1-1	048-456-6021
障がい福祉サービスの相談	共生社会推進課 (市役所1階)		048-473-1449
保育園の相談	保育課 (市役所1階)		048-473-1689
就学の相談	学校教育課 (市役所2階)		048-456-5366

## ○埼玉県医療的ケア児等支援センター

埼玉県医療的ケア児等支援センター・地域センター「かけはし」では、医療的ケア児とその家族の総合相談窓口として、様々なご相談を受けています。

<相談方法>

電話：049-225-5770      メール：ikea-center@karugamo.or.jp

所在地：川越市鴨田1930-1（社会福祉法人埼玉医科大福祉会医療型障害児入所施設カルガモの家 内）



## ○医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担っています。

コーディネーター所属事業所名	所在地	電話番号
志木市役所 共生社会推進課	志木市中宗岡1-1-1	048-473-1449
志木市健康増進センター	志木市幸町3-4-70	048-473-3811
志木市基幹福祉相談センター	志木市中宗岡1-1-1	048-456-6021
みつばすみれ学園障害児等計画 相談支援センター	志木市下宗岡1-23-1	048-497-1238
相談センターしき彩の杜	志木市中宗岡1-3-25	048-423-0991

# 障がい福祉サービス



## ○障がい福祉サービス(療育を含む)

窓口 共生社会推進課

医療的ケアのある方が利用できる主な障がい福祉サービスを紹介します。

### ・通所支援

**児童発達支援**：障がいのある未就学の子どもを対象に、日常生活の自立支援・機能訓練や遊び・学びの場を提供する施設です。上肢、下肢又は体幹の機能障がい（肢体不自由）のある子どもに対しては、医療的なケアもあわせて提供しています。

**放課後等デイサービス**：小・中学生、高校生の原則6歳～18歳の障がいのある子どもを対象に、日常生活の自立訓練や社会との交流、個々の子どもの状況に応じた発達支援を提供する施設です。地域共生社会の実現に向けた後方支援や保護者支援も目的としています。

**居宅訪問型児童発達支援**：重度の障がい等のために外出が著しく困難な18歳までの子どもを対象に、訪問支援員（保育士・看護師・理学療法士）が居宅に訪問し、発達支援や日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

**保育所等訪問支援**：保育所や幼稚園、小学校などに在籍している18歳までの障がいのある子どもを対象に、専門の支援員が保護者からの依頼を受けて保育所や学校等の施設を訪問し、集団の中の子どもの行動や困りごとを観察・分析した上で支援を行います。

### ・在宅支援

**居宅介護**：自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等の支援が受けられます。

**短期入所**：自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等の支援が受けられます。

**重度障害者等包括支援**：常時介護を要する方で、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺や寝たきりの状態にある方、知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する方が、複数の障がいサービスから選んで組み合わせて利用できます。

### ・入所支援

**福祉型障害児入所施設**：身体面・日常生活面での能力が維持・向上できるような訓練を行います。食事・排泄・更衣・入浴など日常生活での介護サービスを受けたり、レクリエーション活動などを通して、社会活動への参加支援などが受けられます。

**医療型障害児入所施設**：福祉型障害児入所施設で受けられる訓練や支援に加えて、疾病の治療・看護、医学的管理下の食事・排泄・入浴介護などが受けられます。



## 利用の流れ

### ①相談・申請

共生社会推進課に相談し、申請書類を提出します。

### ②調査

お子さんの心身の状況や生活状況について調査を行います。

### ③サービス等利用計画の作成

相談支援事業所と契約し、相談員と計画を作成します。

### ④受給者証発行

共生社会推進課から受給者証が発行されます。

### ⑤事業者と契約

障がい福祉サービス事業者と利用契約し利用開始となります

## ○障がい者手帳

窓口 共生社会推進課

手帳を取得することで、手帳の種類や等級に応じて、医療費や手当、障がい福祉サービス等を受けることができます。

### ・身体障害者手帳

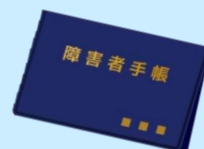
視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢体不自由(上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能障がい)、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝機能に永続する障がいがある方。

### ・療育手帳

児童相談所、埼玉県立総合リハビリテーションセンター等で判定を受け、知的障がいがあると判定された方。

### ・精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方。



## ○福祉用具（補装具、日常生活用具）

窓口 共生社会推進課

### ・補装具

補装具は身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替する用具です。日常生活等を容易にするために、補装具の購入費または修理のための費用を支給します。

※購入、修理する前にご相談ください。

### ・日常生活用具

日常生活用具(たん吸引機、パルスオキシメーター、紙おむつ)は、身体に障がいのある方が日常生活を営むことを容易にするための用具です。それぞれ、給付される用具の種類や対象者等は異なります。用具の給付を希望する場合は、事前にご相談ください。

※障がいの内容によっては、対象とならない場合があります。



## ○志木市医療的ケア児等在宅レスパイト事業

窓口 共生社会推進課

在宅生活を送っている医療的ケア児等のご自宅に看護師等を派遣し、一定の時間医療的ケア及び療養上の介助を行うことで、家族の休息時間の確保、介護負担の軽減を図ります。



## その他支援制度

### ○医療費助成制度

窓口 朝霞保健所 保健予防推進担当

#### ・小児慢性特定疾病医療費助成制度

児童福祉法第 19 条の 2 に基づき、児童等の慢性疾病のうち国が指定した疾病（小児慢性特定疾病）の医療にかかる費用の一部を県が助成し、小児慢性児童等の御家庭の医療費の負担軽減を図る制度です。

#### ・指定難病医療給付制度

原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働大臣が指定する疾病を「指定難病」といい、現在 348 疾病が指定されています。指定難病は、治療が極めて困難であり、その医療費も高額に及ぶため、患者さんの医療費の負担軽減を目的として、一定の認定基準を満たしている方に指定難病の治療に係る医療費の一部を助成しています。



### ○各種手当・医療

窓口 共生社会推進課

- ・障がい児福祉手当
- ・特別児童扶養手当
- ・重度心身障がい者医療費助成

※詳細については要件がありますので、共生社会推進課までご相談ください。



### ○移動支援

#### ・志木市デマンド交通

窓口 都市計画課

志木市に住民登録している、65歳以上の方、障がい者等、要介護認定者等、妊婦、未就学児が既存のタクシーを活用して、低額で利用できる事前連絡制の公共交通サービスです。

〈利用方法〉

事前に利用登録等申請書を都市計画課に提出し、登録証の発行を受けてください。

※郵送・FAX・電子申請可。代理の方でも申請できます。

申請は市民サービスステーション、柳瀬川駅前出張所、健康増進センターでもできます。



デマンド

#### ・ママサポあんしんタクシー事業

窓口 健康増進センター

身体的かつ経済的負担の大きい妊産婦さん（多胎児を妊娠・出産した方、未熟児養育医療の対象児をもつ産婦、未就学児を2人以上もち、かつ現在妊娠している方、または出産した方）が安心して外出が出来るよう、タクシー利用料金の一部を助成する制度です。



ママサポ

## ○保育園の相談

窓口 保育課

医療的ケアが必要な児童の保護者が、就労等の理由で保育園を希望する場合において、一部の保育園にて医療的ケアが必要な児童の保育を行っています。

【対象児童】 ※すべて該当する場合

- ・主治医から保育所等における集団保育が可能であると判断されている。
- ・病状や健康状態が安定していて、子ども同士の関わりの中で過ごせる。
- ・日中に自宅で行っている医療的ケアが確立し、保護者による安定した医療的ケアが行われていること。

【保育時間】

医療的ケア児の体力や安全確保の観点から、保育時間は原則、平日（月～金曜日）8時30分～17時の範囲となります。

【保育園の入園申請】

- ・入園は4月一次申請入園のみとなります。
- ・必要書類として通常の保育園入園申請書類に加えて下記のものが必要となります。

- ①医療的ケア実施申込書
- ②医療的ケア主治医意見書
- ③医療的ケア指示書

※保育園での医療的ケアが必要な場合は、9月末日までに保育課までご相談ください。



## ○就学の相談

窓口 学校教育課

相談先 志木市立教育サポートセンターおよび各小中学校

お子様の発達や就学先等に関する不安や悩みに対して、就学前から就学後まで、教育・福祉・保健・医療などが一体となり、継続して相談や支援を行います。

## ○学校について

窓口 学校教育課

・特別支援学級 相談先 志木市立教育サポートセンターおよび各小中学校

心身に障がいのある児童生徒が、障がいの程度や個人差に応じた教育を受けるための学級です。

※志木市の公立小中学校すべてに設置されています。

・特別支援学校 相談先 志木市立教育サポートセンターおよび各小中学校

障がいによる学習上または生活上の困難を克服し、自立を支援することを目的とした学校です。

対象：視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱等



# 大規模災害に備えて

日常的に在宅人工呼吸器等の医療機器を使用しているお子さんが、大規模災害の時に命の危機にさらされないことがないように、日頃から災害に備えた準備を行いましょう。

## ①防災ガイドブックやハザードマップの確認

窓口 防災危機管理課

市では、防災ガイドブックや災害時に建物崩壊、浸水等が懸念される地域のハザードマップを作成しています。最寄りの避難所や災害時の避難経路を確認しておきましょう。



志木市地区別防災ガイドブック



志木市ハザードマップ



## ②災害時等個別サポートブック

窓口 共生社会推進課

災害時等に備え、日頃から準備しておくことや災害時等にお子さまが必要な医療的ケアを受けられるよう避難先や病院などをまとめたサポートブックを作成しています。

## ③日常生活用具

窓口 共生社会推進課

災害時における停電により、生命の危険にさらされないことがないように、在宅で人工呼吸器の装着が必要な方には、人工呼吸器の非常用電源を日常生活用具として申請することができます。

※事前にご相談ください。



## ○その他

窓口 共生社会推進課

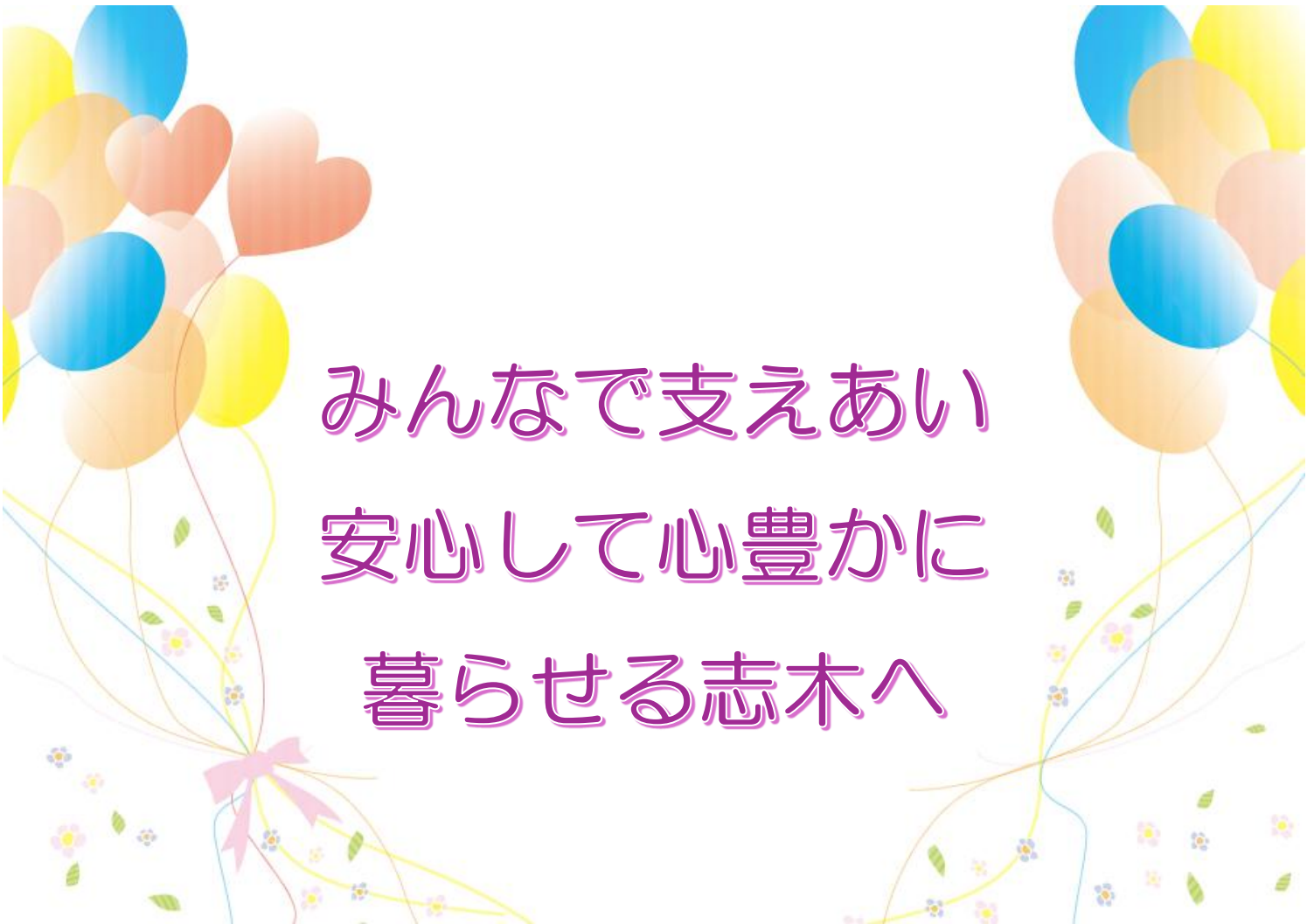
### ・志木市医療的ケア児にかかる情報共有

市では、エンブレムス株式会社が提供するメディカルケアステーション（MCS）を活用し、保護者様、医療・保健・福祉等の関係機関で医療的ケア児の情報共有をしています。

※MCSは、全国の医療介護の現場で利用されている、地域包括ケア・多職種連携のためのコミュニケーションツールです。

### ・医療的ケア児・者等交流会

市では、医療的ケアを必要とする世帯同士の交流・情報交換の場として、医療的ケア児・者等交流会を実施しています。



みんなで支えあい  
安心して心豊かに  
暮らせる志木へ

※第5期志木市障がい者計画

第7期志木市障がい福祉計画

第3期志木市障がい児福祉計画 基本理念から

問合せ 志木市基幹福祉相談センター  
(048) 456-6021  
志木市役所 共生社会推進課  
障がい者福祉グループ  
(048) 473-1449